

第154回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日 時 令和8年2月24日（火）午前9時30分～正午

2 場 所 市役所本庁舎 屋上階P1会議室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

小畑会長、興津委員、松本委員、森委員

(2) 大阪市職員

渡辺市民局理事、堀田市民局ダイバーシティ推進室長、村上市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長、西澤市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長代理、小林市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議 題

(1) 第153回会議要旨の確認

(2) 継続案件の調査審議

5 議 事

非公開で行った。

議題（1）第153回会議要旨の確認

○第153回の会議要旨を確定した。

議題（2）継続案件の調査審議

○継続案件のうち7件について、調査審議を行った。

○7件のうち4件について、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「令5-職2」に係る各表現活動について、次のとおり、一部については、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチには該当せず、残りについては、ヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

・本件表現活動のうち一部については、条例第5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当する。

・当該部分について、条例第2条第1項第1号ア、イ及びウのいずれにも該当しない。

・残りについては、ヘイトスピーチには該当しない。

○案件番号「令6-職2」に係る各表現活動について、次のとおり、一部については、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチには該当せず、残りについては、ヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

・本件表現活動のうち一部については、条例第5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当する。

・当該部分について、条例第2条第1項第2号ア及びイのいずれにも該当しない。

・残りについては、ヘイトスピーチには該当しない。

○案件番号「令2-職3」に係る各表現活動について、次のとおり、一部については、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチには該当せず、残りについては、ヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

・本件表現活動のうち一部については、条例第5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当する。

・当該部分について、条例第2条第1項第2号ア及びイのいずれにも該当しない。

・残りについては、ヘイトスピーチには該当しない。

以上